

13 安心して学べる環境づくりの推進

I いじめ問題等への対応について

1 現状

(1) いじめ

いじめの認知件数は、平成24年9月に実施した国の緊急調査では、認知件数が1,266件で、その解消率は65.6%でしたが、平成24年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では認知件数が1,738件、解消率は91.7%となりました。さらに、平成25年9月に実施した県内一斉調査では、いじめ件数は941件で、平成24年9月に実施した国の緊急調査と比較してすべての校種で減少しています。

なお、現在、いじめ防止対策推進法の施行を受け、平成26年1月29日に策定した三重県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組を推進しています。

【いじめ推移（校種別）】

(単位：件数)

	H20	H21	H22	H23	H24.9 緊急調査	H24	H25.9 一斉調査	H25.9-H24.9
小学校	126	92	156	102	741	975	467	▲ 274
中学校	186	122	146	109	409	630	407	▲ 2
高等学校	48	45	34	33	110	126	63	▲ 47
特別支援学校	2	1	4	1	6	7	4	▲ 2
計	362	260	340	245	1,266	1738	941	▲ 325

(2) 暴力行為

平成24年度の暴力行為の発生件数は、781件で、平成23年度と比較すると、小学校で31件増加、中学校で21件減少、高等学校で14件減少となっており、全体で4件減少しています。

【暴力行為推移（校種別）】

(単位：発生件数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
小学校	93	82	54	87	118	31
中学校	576	610	490	564	543	▲ 21
高等学校	130	130	142	134	120	▲ 14
計	799	822	686	785	781	▲ 4

(3) 不登校

平成24年度の小中学校の不登校児童生徒数は1,747人で、平成23年度と比較すると、小学校で38人増加、中学校で97人減少しており、全体で59人減少しています。

【不登校児童生徒数（校種別）】

(単位:人数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H23
小学校	373	357	350	353	391	38
中学校	1,536	1,437	1,481	1,453	1,356	▲97
計	1,909	1,794	1,831	1,806	1,747	▲59

(4) 児童生徒の安全確保

平成25年度における不審者情報の件数は、平成24年度より145件減少しましたが、依然として高水準で推移しており、学校や通学途中における事件・事故が憂慮されます。また、平成25年における児童生徒の交通事故は、平成24年度より98件減少しているものの、依然として多く発生しており、なかでも、自転車運転中の事故が約4割と、その多くを占めています。

【県内の不審者情報】

(単位:件)

	H23			H24			H25		
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校
声かけ	105	60	104	90	55	70	106	51	70
連れ去り	1	0	0	0	1	0	0	0	0
わいせつ	166	137	243	95	121	218	145	91	177
暴行被害	5	9	11	10	6	9	3	4	8
不審電話	6	11	2	133	4	1	8	4	1
計	283	217	360	328	187	298	262	150	256
年度計	860			813			668		

平成23年～平成25年度の交通事故による死傷者数の状態別発生状況(三重県警察本部資料による)

年	運転中				同乗中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
平成23年	4 (0)	10 (0)	19 (0)	474 (2)	417 (1)	7 (0)	6 (0)	6 (0)	115 (0)	5 (0)	1,063 (3)
平成24年	5 (0)	8 (0)	16 (0)	459 (0)	480 (4)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	125 (1)	1 (0)	1,103 (5)
平成25年	1 (0)	9 (1)	24 (0)	428 (0)	412 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (0)	119 (3)	2 (0)	1,005 (4)

(括弧内の数字は死者で内数)

2 課題

- (1) いじめについては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、いじめの実態把握、早期発見・早期対応するためのきめ細かな取組を進めるとともに、平成25年9月の一斉調査における認知件数の49.6%が小学校で発生していることから、小学校における教育相談体制の充実を図る必要があります。また、いじめ防止対策推進法の施行を受け、学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的な対応を進める必要があります。
- (2) 小学校での暴力行為が増加しています。こうした暴力行為の背景には、児童生徒の特性や生活環境など、さまざまな要因があることから、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー及び、スクールカウンセラーの効果的な活用を図り、学校や市町教育委員会における早期対応への支援を行う必要があります。
- (3) 不登校については、その要因が複雑化・多様化しており、小学校低学年からの早期対応ができる体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門家による継続的な支援が必要です。また、未然防止も含め学校全体での組織的な取組が不可欠であり、校種間や民間施設等も含めた他機関との連携も必要です。
- (4) 児童生徒の安全確保については、学校安全ボランティア組織の活動の充実活性化を図るなど、地域社会で学校安全に取り組む体制の整備を図るとともに、児童生徒に自転車の正しい乗り方や防犯に関する危険予測・回避能力を身に付けるなど、実践的な交通安全教育や防犯教育を進める必要があります。

3 今後の対応

(1) いじめ問題等の事案への対応

平成25年度に引き続き、子ども安全対策監の統括のもと、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援を行います。

① 三重県いじめ防止基本方針を踏まえた対応

「三重県いじめ防止基本方針」の策定を踏まえ、「三重県いじめ問題対策連絡協議会」及び「三重県いじめ対策審議会」の設置に係る条例が、平成26年3月19日県議会で可決されました。

「三重県いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止等のための対策を適切に実施するため、情報共有や分析等を行います。また、「三重県いじめ対策審議会」では、県教育委員会の諮問を受けて、い

いじめ防止等のための調査研究や、県立学校における重大事案に係る調査を行います。今後は、上記2つの組織を活用し、いじめ防止等に向けて取組をさらに進めていきます。

② 生徒指導特別指導員活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を小中学校及び高等学校に派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題行動に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、各地における学校警察連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

③ 学校問題解決サポート事業

学校だけでは解決できない問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員などの専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を編成し、指導・助言にあたりるとともに、必要に応じて、弁護士等と連携して支援します。

いじめや体罰など、生徒指導上の課題に対して適切な初期対応ができるよう、教員の力量を高めることをねらいとした講座を開催し、生徒指導のリーダーとなる人材養成をすることにより、学校組織としての対応力の向上を図ります。

また、市町教育委員会や地域の生徒指導の協議会等が主催する研修会等に、学校問題解決サポートチーム等を講師として派遣し、学校の対応力向上に向けた支援を行います。

④ いじめに関するアンケート調査の実施

児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査については、各学校において学期に1回程度実施するとともに、県内一斉のアンケート調査を平成26年9月に実施します。その結果を踏まえつつ、子ども安全対策監の統括のもと、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

⑤ いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージの活用

「いじめ防止に向けた知事・教育委員会委員長メッセージ」を作成して、各学校に配付し、いじめ防止等を目的とした学級指導や、いじめのアンケート調査を実施する際の事前指導等において活用を図ることで、各学校でのいじめ防止等に係る取組を推進していきます。(別紙「児童生徒のみなさんへ」参照)

(2) 子どもたちの「自立する力」「共に生きる力」の育成

① いじめを許さない「絆」プロジェクト事業

深刻化するいじめの未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、平成25年度に引き続き、29中学校区を推進中学校区として指定し、児童生徒の実態把握を基にした子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。内容としては、児童生徒同士で支え合ったり、本音を表現し合い、それを互いに認め合うなどの取組に加え、大学と連携し、予防教育

を推進します。

② いじめ・不登校対策事業

いじめや不登校の未然防止を推進するため、平成26・27年度の2年間、文部科学省の委託によりモデル中学校（名張市）において「魅力ある学校づくり調査研究事業」を実施し、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行います。

また、学校等の対応力を図るため、各種研修会等を通して、平成25年度に作成したいじめ問題を解決するための指導資料「ともにつくるあした」や不登校傾向を示し始めたときの初期対応マニュアル「三重の地から不登校をなくす取組を！」の各学校での積極的な活用と、「教育支援センター（適応指導教室）スタッフガイド」を活用した、不登校児童生徒の復帰支援に対応する教育支援センター相談員の資質向上を図ります。

さらに、市町教育委員会との協働により、不登校児童生徒の新しい活動スペースを広げるとともに、フリースクール等民間施設に関する情報及びネットワークを充実させます。

（3）相談体制の充実・関係機関との連携

① スクールカウンセラー等活用事業等

いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めます。

また、「学びの環境づくり支援事業」において、中学校区を単位にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を行うことにより、いじめや不登校等の課題に対して、小中学校が連携した取組を進めます。さらに「子ども支援ネットワーク構築事業」と連携した取組を進め、学校、家庭、地域が一体となって子どもが安心して学べる環境づくりをめざします。

スクールソーシャルワーカーの活用については、7名体制で、学校や市町教育委員会からの要請に迅速に対応するとともに、県立高校6校への配置と、2校に定期派遣を行い、不登校や中途退学等の課題の解決や未然防止を図ります。

※ スクールカウンセラーの配置

小学校 320 校（前年度比 32 校増）

中学校 158 校（前年度比 5 校減：5 校は統廃合による減数）

高等学校 36 校（前年度比同数）合計 514 校（前年度比 27 校増）

※ スクールソーシャルワーカー7名（前年度比同数）

(4) ネット上での子どもたちの安全対策に係る取組

① スマートフォンの危険から子どもを守る事業【新規】

スマートフォンを持ち始める小学校4年生から中学校1年生を対象に、モデル小中学校10校において、児童生徒の情報機器の利用に関する知識、理解、態度をみるための「ネット検定」を年間2回実施します。これにより、児童生徒の実態を把握し、改善に向けた指導を行うことで、情報モラルや危険回避能力の育成を図ります。併せて、教職員に向けては、スマートフォンを含め、ネットに関する最新の情報と生徒に指導すべきモラルやリスク等をまとめた指導資料を作成し、対応能力と指導力の向上を図ります。

また、児童生徒に関わるサイトの検索・監視や保護者を対象とした「ネット啓発講座」を引き続き実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。

(5) 学校安全に係る取組

① 学校安全推進事業【一部新規】

平成25年度に引き続き市町の要請に応じて、文部科学省の「通学路安全推進事業」を活用した通学路安全対策アドバイザーを派遣し、市町教育委員会等が主催する連絡協議会において助言を行うとともに、道路管理者及び地元警察署と連携・協力して通学路の安全対策を推進します。

また、県内4地域（5市町）において、大学教授又は県教育委員会指導主事を派遣し、地域安全マップづくり講習会を実施することで、学校における地域安全マップづくりの取組を支援し、児童生徒の防犯に関する危険予測・回避能力の向上と地域ぐるみの安全対策の推進を図ります。

児童生徒のみなさんへ

平成26年5月16日

三重県知事 鈴木英敬
三重県教育委員会委員長 岩崎恭典

今日は、みなさんに伝えたいことがあります。

私たちは、三重県からいじめをなくしたいと考えています。

みなさんのまわりには、いじめはありませんか。

いじめは絶対に許されないことです。みなさん一人ひとは、この世にたった一人のかけがえのない大切な人たちばかりです。いじめられてもいいという人はだれ一人としていません。

今から、少し自分のことをふり返ってみてください。

あなたは、いじわるやいやなことをされたりしていませんか。

もし、そんなことがあれば、勇気を出して先生や家族、周りの人に助けを求めてください。悩みを打ち明けることは、決して恥ずかしいことではありません。あなたが弱いということでもありません。一人で悩まずだれかに助けを求めてください。

あなたは、いじわるや人がいやがるようなことをしていませんか。

いじめをしているつもりはないかもしれませんが、あなたの言葉や態度が相手の心を傷つけ、つらい思いをさせているかもしれません。また、その相手だけでなく、相手の家族の人にも、あなたの家族にも大変苦しい思いをさせているかもしれません。もし、いじめをしていたら、今すぐに、いじめをやめてください。

あなたは、いじめを見たときに、どうしていますか。

いじめをはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめられている人にとっては、とてもつらいことです。今一度あなたの行動を振り返ってみてください。

いじめを見つけたら、勇気を出して注意したり、先生や家族、周りの人に相談するなど、何か自分にできることを考えて行動してください。

いじめは、人の命にも関わるもので、いじめをなくしていくことが大切です。みなさん一人ひとりの行動が、そのための大きな力になります。

先生や家族、周りの大人の人たちとともに、力を合わせて、いじめをなくすために一緒に取り組んでいきましょう。

Ⅱ 体罰の実態把握と防止

1 現状

平成25年度においては、各市町教育委員会及び県立学校に対し、児童生徒からの声を直接把握するためのアンケート調査の実施と、年2回の体罰防止に係る取組報告及び事案発生時の迅速な報告を求めてきました。

また、未然防止の取組としては、県教育委員会作成の映像教材を活用した研修や管理職からの注意喚起により、体罰禁止を徹底するとともに、体罰によらない組織的な指導体制の構築が進められました。

なお、平成25年度の体罰の発生状況については、下記のような状況となっており、平成24年度からは、大きく減少しましたが、依然として体罰事案が発生していることは、重く受け止める必要があります。

体罰事案発生場面としては、授業中が最も多く、次いで休み時間中の発生が多くなっています。

平成24年度体罰の件数等

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	53校	69人	109人
中学校	60校	106人	182人
高等学校	19校	31人	101人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	133校	207人	393人

平成25年度体罰の件数等

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	13校	14人	15人
中学校	11校	11人	13人
高等学校	6校	6人	6人
特別支援学校	1校	1人	1人
計	31校	32人	35人

2 課題

平成25年度の体罰事案の多くが、生徒指導上困難な場面で発生していることから、指導困難な状況にあっても、毅然とした粘り強い指導ができるよう指導方法の改善等に取り組んでいく必要があります。

体罰の禁止を一層徹底するため、あらゆる機会を通して指導していくとともに、

教員及び運動部活動指導者に対して、さらなる研修等の充実を図る必要があります。
児童生徒からの訴えを把握するためのアンケートや面談等により、体罰の実態を的確に把握し、適正に対応していくことが必要です。

3 今後の対応

(1) 的確な実態把握と事案発生時の迅速な報告

児童生徒からの訴えを把握するためのアンケート等の調査を実施し、あわせて面談等により、体罰の実態を的確に把握するとともに、事案発生時における迅速な報告を県立学校及び市町教育委員会に対して求めます。

(2) 指導資料の活用による体罰によらない指導の徹底

指導が困難な状況にあっても、毅然とした粘り強い指導ができるよう、指導資料を作成して各校に配布し、校内研修等での活用を通して、体罰によらない指導の徹底を図ります。

(3) 県立学校及び市町教育委員会への助言・指導

県立学校及び市町教育委員会での体罰防止に係る取組を確認するとともに、体罰禁止の徹底及び、体罰によらない児童生徒理解に基づいた指導についての助言・指導を行います。

(4) 体罰に関する相談窓口での対応

県総合教育センター内に設置している「体罰に関する電話相談窓口」において、引き続き体罰に係る相談に対応します。

(5) 被害児童生徒への対応

被害児童生徒等に対しては、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して支援にあたります。

(6) 教員を対象とした研修会の実施

生徒指導担当者研修会、部活動マネジメント研修会等を実施し、体罰の未然防止の徹底や指導方法の工夫改善を図ります。

(7) 市町等教育長会議、校長会議及び生徒指導連絡協議会等での周知徹底

市町等教育長会議、校長会議及び生徒指導連絡協議会等において、体罰禁止に係る認識等の周知徹底及び児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進を図ります。

(8) 県教育委員会担当課の対応

事案が発生した場合は、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教育委員会担当課が連携して対応します。

1 4 学びを保障する人権教育の充実

1 基本的な考え方と現状

三重県人権教育基本方針に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員育成」の3つの観点で取組を進めています。

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題に対する認識を深め、実践行動力を育むための学習活動を充実させるとともに、教育活動全体を通じた人権教育を推進しています。

個別的な人権問題に係わる学習実施状況 ※平成 25 年度		部落問題	障がい者	外国人	子ども	女性
	小学校	88.2%	97.9%	90.2%	94.3%	91.8%
	中学校	91.5%	89.6%	65.2%	59.1%	44.5%
	県立学校	67.4%	62.8%	51.2%	47.7%	47.7%

(2) 人権尊重の地域づくり

教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが安心して学べる環境づくりを、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が一体となって進めています。

子ども支援ネットワーク指定中学校区数 ※平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、40 中学校区を指定		24 年度	25 年度
		10 中学校区	11 中学校区
人権教育推進協議会の設置数	中学校区	161/161 校区	156/161 校区
	県立学校	42/70 校	46/70 校

(3) 教職員育成

人権教育を進めるうえでの教職員の指導力向上を図っています。

学校及び市町教育委員会等からの要請に対する支援（訪問回数）	3,627 回
人権学習教材等活用のための連続講座（任意）に参加した教職員数	173 人
人権教育推進に関する情報提供（ウェブアクセス数）	10,567 件
教職員からの人権教育相談への対応（電話・面談等）	609 件

※すべて平成 25 年度実績

2 課題

- (1) 学校での学習の不十分さや地域社会に存在する差別意識等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。また、いじめの問題を解決するための取組が求められています。

- (2) 経済不況等を背景としたゆとりのない家庭の増加や地域コミュニティの弱体化が、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲に影響を及ぼしています。
- (3) 大幅な教職員の世代交代、人権課題の多様化が進むことをふまえ、今後、教職員の人権教育に関する確かな認識やスキルがよりいっそう求められます。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題に係わる学習活動の充実と人権教育カリキュラムの普及・定着

(ア) 人権学習教材を有効活用するための教職員向け連続講座の実施等

人権学習教材「わたし かがやく」 活用率 ※平成 25 年度	小学校	81.5%
	中学校	82.3%
人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」活用率 ※平成 25 年度	県立学校	72.1%

(イ) 人権感覚あふれる学校づくり事業の実施

- ・「みんなが『つながる』人権学習の研究」を県立学校の指定校で進め、人権学習指導資料を活用した学習活動を促進

(ウ) 指定校（区）での研究をもとにした人権教育カリキュラムの普及・定着

人権教育研究推進事業指定校（区）数	24 年度	25 年度	26 年度
	12 校（区）	11 校（区）	12 校（区）
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	23 年度	24 年度	25 年度
	41.2%	55.2%	61.2%

(2) 人権尊重の地域づくり

子どもの学びを支える地域連携の仕組みづくり

- (ア) 中学校区における子ども支援ネットワークの構築（10 校区程度を指定）
- (イ) 県立学校における人権教育推進協議会の定着・充実（4 校を指定）

(3) 教職員育成

教職員のニーズや課題に即した支援

(ア) 研修会の実施およびホームページ等による情報提供

- ・管理職や担当者を対象とした研修会の実施
- ・「みえ人権教育 News」の発行

(イ) 「人権問題に関する教職員意識調査」の結果分析

- ・今後の「三重県人権教育基本方針」の見直しや人権教育のさらなる充実に向けて課題を整理

15 子どもの体力向上

1 現状

文部科学省が平成20年度から実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、三重県の子どもたちの体力は、やや上昇傾向にあり、平成25年度の小学校5年生の体力合計点は、男女とも過去最高値を示しました。また、中学校2年生においては、昨年度まで全国平均に近づく上昇が見られましたが、平成25年度は前年度を下回る結果となりました。

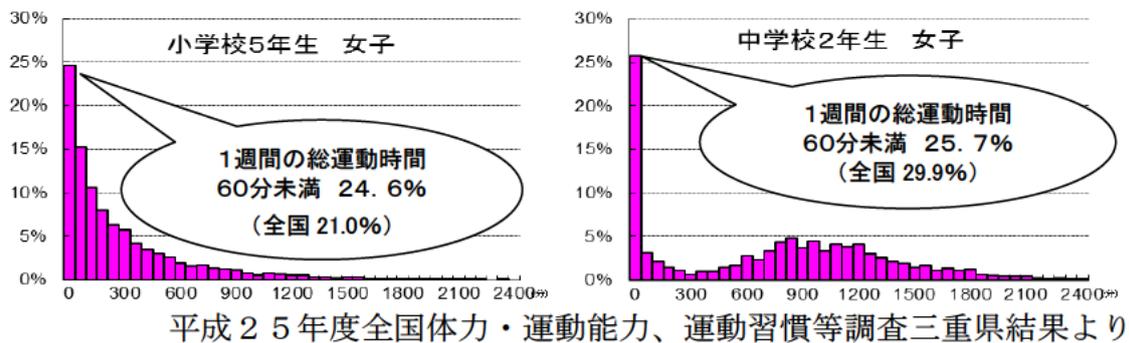
本県の結果を全国と比較すると、体力合計点の平均が全国を下回っている状況にあります。

【平成25年度調査の体力合計点の平均】

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
三重県	53.0	53.7	40.7	47.8
全国	53.9	54.7	41.8	48.4

○よく運動する子どもと、そうでない子どもの二極化傾向が見られ、特に女子においては、4人に1人が、ほとんど運動しないという調査結果がでています。

【1週間の総運動時間の分布】



2 課題

- (1) 子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるような体育の授業を目指して、授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもたちが運動する機会を増やす取組が必要です。
- (2) 新体力テストを継続的に行っている学校は、体力合計点の数値が高いことから、新体力テストの継続的な実施を促進する必要があります。

また、調査のために新体力テストを実施するのではなく、結果を「体力の成長記録」として有効に活用し、子どもたちへの動機づけとする取組について、学校関係者の意識改善を図る必要があります。

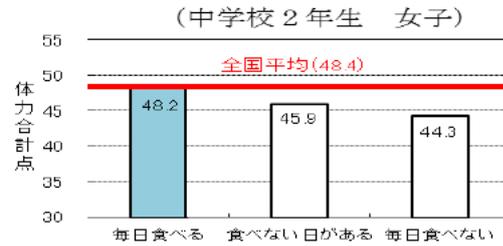
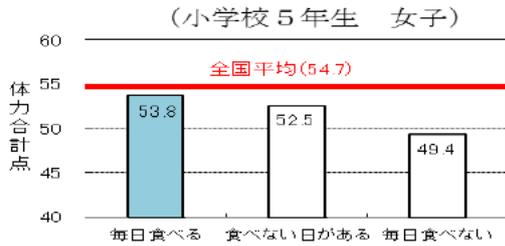
【本県の新体力テスト継続実施率】 (実施校/公立小中学校及び県立高等学校数)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	23.3%	32.8%	28.9%	40.9%(159/389)
中学校	95.2%	96.4%	95.8%	97.0%(159/164)
高等学校	78.3%	80.4%	81.8%	81.8%(45/55)

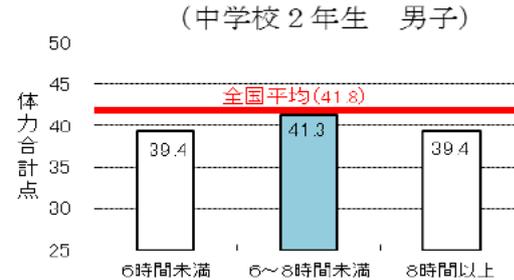
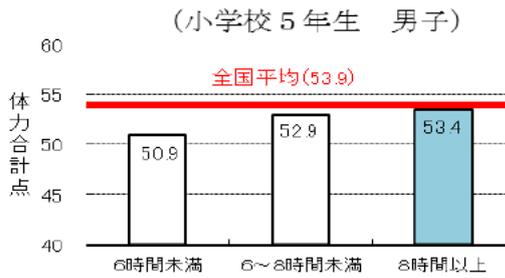
【三重県教育委員会調べ】

(3) 朝食の摂取や睡眠が体力に影響を与えることが明らかになっていることから、子どもたちの運動習慣とともに、生活習慣にも目を向けて、総合的に子どもたちの体力を向上させる必要があります。

○朝食の摂取状況と体力合計点との関係



○1日の睡眠時間と体力合計点との関係



3 今後の取組（子どもの体力向上総合推進事業）

(1) 体力向上アドバイザーの配置（3名：北・中・南地域別に担当）

県教育委員会に配置する体力向上推進アドバイザーが、担当地域内の小学校を訪問し、体力向上に向けた取組の実態把握や助言等を行い、新体力テストの継続実施により、結果を子どもたちへの動機づけとする有効活用を促進します。

(2) 体力向上サポーターの派遣

学生などを体力向上サポーターとして小学校に派遣し、子どもたちの運動の支援を行うなど、学校の活動をサポートします。

(3) 子どもの体力向上推進会議の開催

学識経験者、体力向上推進アドバイザー、体力向上サポーター、保護者、学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組について検討を進めます。

(4) みえ子どもの元気アップフェスティバルの開催

平成26年12月6日（土）鈴鹿市体育館にて、日頃の学校における子どもの体力向上取組成果発表をはじめ、運動習慣・生活習慣・食習慣の面から総合的にフェスティバルを開催し、広く県民に対して子どもの体力向上に関する気運の醸成を図ります。

みえ子どもの元気アップフェスティバル

**学校における体力向上の取組成果を
発表する大会**

○長縄跳び ○鬼遊び

○運動体験ブース
各種スポーツ体験
苦手運動解消体験等

○食育・健康習慣ブース
試食、パネル展示
健康チェック等

○優良校等表彰
体力向上、食育等に
関する表彰

○親子元気アップ教室
親子で元気アップ
プログラムに参加

16 平成30年度全国高等学校総合体育大会

1 東海各県開催種目決定にむけた取組

平成25年5月17日に、各県主管課課長及び高体連会長からなる「平成30年度全国高等学校総合体育大会東海4県準備委員会（以下「準備委員会」という。）」及び同委員会の下部組織である「連絡協議会」を設置しました。

準備委員会等では、和歌山県にて固定開催するヨットを除いた29競技のうち、分離開催可能な水泳（競泳及び飛込み・水球）、バレーボール（男・女）、サッカー（男・女）をそれぞれ1種目とし、開催競技種目数を29競技32種目として各県開催種目の調整・協議を進めてきました。

2 平成30年度全国高等学校総合体育大会の正式決定に向けた手続き

準備委員会等において、東海各県の開催種目について、調整・協議を鋭意進めてきたところ、下記【東海ブロック開催の各県開催種目（案）】のとおり、32種目中15種目で内定しました。あわせて、本県にて総合開会式を開催することも内定しています。

平成26年4月21日、本大会の開催依頼書を全国高等学校体育連盟から東海各県教育委員会及び高等学校体育連盟が受理したことをうけ、平成26年8月末までに、東海4県教育委員会並びに高等学校体育連盟が、「平成30年度全国高等学校総合体育大会（東海ブロック開催）開催承諾書（以下「開催承諾書」という。）」を全国高等学校体育連盟に提出することにより開催種目の正式決定となります。

【東海ブロック開催の各県開催種目（案）】

開催県	三重	愛知	静岡	岐阜
①個人競技	陸上競技	水泳(競泳・飛込)	体操・新体操	
	水泳(水球)			
②球技 (団体)	バレー男	バスケット	サッカー女	ホッケー
	バレー女			
	サッカー男			
	ソフトボール			
	ハンドボール			
③球技 (個人)	ソフトテニス	卓球	バドミントン	
	テニス			
④屋外	登山	ボート	自転車	カヌー
⑤武道系 ほか	柔道	フェンシング	弓道	ボクシング
	ウエイト	少林寺拳法	相撲	空手道
	なぎなた			アーチェリー
	レスリング			
	剣道			
種目数	15	6	6	5

3 平成30年度全国高等学校総合体育大会の東海ブロック開催への課題

(1) 総合開会式及び県内各競技会場の決定

平成33年に本県で開催される国民体育大会の会場地決定に向けた取組もあり、あわせて平成26年8月末には開催承諾書を提出することから、早期に市町や三重県高体連の意向を調整し、概ねの会場地を決定したいと考えています。

(2) 開催に向けた準備行程

- 大会開催準備の運営・推進を図るため、関係機関・団体と連絡・調整及び先催県や今後開催を予定している県への調査・研究を行うとともに、主催者として東海4県及び県内の関係機関等と連携し、大会開催の準備を進めていきます。
- 先催県の取組をもとに、大会3年前にあたる平成27年度までには、三重県教育委員会、開催地市町担当部局、三重県高等学校体育連盟、三重県体育協会等からなる「平成30年度全国高校総体三重県準備委員会(仮称)」を組織する予定です。
- 大会2年前にあたる平成28年度までには、三重県、三重県教育委員会、開催市町、三重県高等学校体育連盟、三重県体育協会、関係企業等からなる「平成30年度全国高校総体三重県実行委員会(仮称)」を組織する予定です。

(3) 開催に向けた競技力の向上及び開催を契機とした県全体のスポーツ推進

三重県高等学校体育連盟、関係競技団体、スポーツ推進局との調整・協議を進めるとともに、大会開催を契機とした本県運動部活動の活性化のため、競技力の向上に取り組みます。

① 中学生の強化

平成30年度全国高等学校総合体育大会で主力となる中学生を対象に、県内外のトップコーチやトップチームと交流を進め、選手強化に取り組みます。

② 高校運動部活動の環境整備

本県の高等学校において、設置されている運動部数が少ない競技について、運動部活動の環境を整備します。

③ 大会開催を契機とした県全体のスポーツ推進

同大会の開催が県全体のスポーツ推進につなげられるよう、東海各県、県内市町及び関係部局をはじめとする多様な主体と協働・連携しながら取り組み、平成33年の国民体育大会開催に向けた機運の醸成につなげていきます。

1 7 健康教育の推進

I 学校保健の推進

1 現状と課題

(1) 歯と口の健康づくり

- ・本県の12歳の一人平均DMF指数1.28本は、全国平均1.05本より高くなっています。(※DMF指数とはう蝕経験歯数のこと。未処置歯、処置歯、う歯による喪失歯の合計)
- ・平成24年3月に公布・施行された「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を受け、平成25年3月に「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」が策定されました。この基本計画に基づき、学校や地域の実情に応じた歯と口の健康づくりを進める必要があります。

(2) がんに関する教育

- ・平成26年4月に「三重県がん対策推進条例」が施行されました。これに伴い学校におけるがん教育について検討していく必要があります。

(3) 飲酒運転0(ゼロ)を目指す教育

- ・「三重県飲酒運転0をめざす条例(平成25年7月施行)」に基づき、「飲酒運転0をめざす条例基本計画(平成26年4月)」が策定され、児童生徒の発達段階に応じて指導していく必要があります。

(4) 薬物乱用防止教育

- ・「第四次薬物乱用防止五か年戦略」にもあるように、県内すべての中学校及び高等学校において、少なくとも年1回、薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒に対する啓発・指導の充実を図る必要があります。

(5) 性に関する指導

- ・10代の人工妊娠中絶率(15~19歳女子人口1,000人当たりの人数)は、平成21年~23年は全国平均を下回りましたが、平成24年は7.1と全国7.0より高くなっています。

(6) 若年層(高校生)の献血

- ・平成24年度の本県の10代の献血率(15~19歳の人口に対する実献血者の割合)は1.2%と全国平均の4.9%を大幅に下回っています。

2 教育委員会の取組及び今後の方針

(1) 歯と口の健康づくり

文部科学省委託事業「学校保健課題解決支援事業」を活用して、推進地域(県内1ヶ所)を指定し、実践的な取組を推進します。また、推進地域における歯と口の健康づくりの課題の対策を検討するための支援チーム(専門医代表、学校関係者、行政関係者等)を組織するとともに、支援チームを学校に派遣します。

(2) がんに関する教育

今後、文部科学省が設置する有識者からなる検討会の動向をふまえ、健康福祉部と連携を図り、情報収集に努め、具体的な取組について検討します。

また、現段階では市町教育委員会及び県立学校と連携を図り、学習指導要領に基づき、各学校での教科（体育科、保健体育科）において、がんに関する学習を進めます。

(3) 飲酒運転0（ゼロ）を目指す教育

基本計画に基づき、市町教育委員会及び県立学校と連携を図り、児童生徒に、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等についても理解させ、生命の大切さや規範意識の醸成に努めていきます。

(4) 薬物乱用防止教育

引き続き、警察等の関係機関・団体等と連携を図りながら、小中高等学校において「薬物乱用防止教室」を開催する等、児童生徒に対する啓発・指導に努めていきます。

また、学校医、学校薬剤師等を対象にした、薬物乱用防止教室の指導者養成のための講習会（平成26年7月）を開催します。

(5) ライフプラン教育総合推進事業「妊娠・出産等に関する高校生の学び支援事業」

【新規】

学校が、産婦人科医、助産師等の専門家を招聘し、生徒、教職員、保護者等に対して実施する、医学的知識等の習得に関する講座や講習会等の開催を支援します。

(6) 若年層（高校生）の献血

健康福祉部、三重県赤十字血液センターと連携し、献血の意義や知識の普及啓発や献血に対する不安感の払拭等のために、本年度すべての県立高等学校（全日制・定時制）において「献血セミナー」の実施と文化祭等の機会を利用した献血バスの導入について働きかけていきます。

Ⅱ 食育・学校給食の推進

1 現状と課題

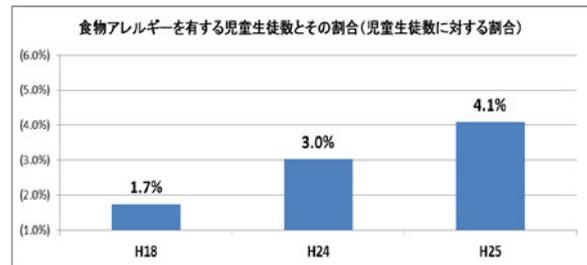
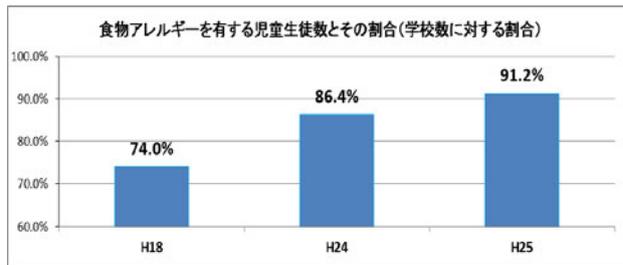
(1) 学校給食の衛生管理

- ・学校給食施設は、学校給食法第9条に位置づけられている「学校給食衛生管理基準」に基づいて衛生管理を行います。
- ・県教育委員会では、「学校給食衛生管理基準」の周知徹底を行うとともに、学校給食への異物混入防止等を含めた衛生管理を行う必要があります。

(2) 食物アレルギー対応

- ・食物アレルギーを有する児童生徒が年々増加し、各学校は学校や地域の実態に応じた校内体制整備の徹底を図る必要があります。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン）を所持する児童生徒数……182人
全ての公立学校に調査を実施（小学校 389校、中学校 164校、
高等学校58校、特別支援学校16校 合計627校）

	小学校	中学校	特別支援学校 (小・中)	合計
給食実施校数(校)	387	124	13	524
内、食物アレルギーを有する児童生徒が 在籍する学校数(校)とその割合(%)	353 (91.2)	115 (92.7)	10 (76.9)	478 (91.2)
給食実施校に在籍する児童生徒数(人)	99,524	38,230	677	138,431
内、食物アレルギーを有する児童生徒数 (人)とその割合(%)	3,949 (4.0)	1,667 (4.4)	38 (5.6)	5,654 (4.1)



※出典：三重県「学校におけるアレルギー対応に関する実態調査」(平成26年2月現在)

(3) 学校給食における地場産物の活用状況

- ・安全安心な学校給食の提供が求められており、さらに地場産物の活用を推進する必要があります。

【学校給食において地場産物を使用する割合(文部科学省公表) (食材数ベース)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
三重県	28.5%	27.7%	30.3%	28.2%
全国	26.1%	25.0%	25.7%	25.1%

*三重県第2次食育推進計画における目標値：40%(平成27年度)

平成25年度数値は9月頃公表予定

(4) 学校における食育の推進

- ・「平成25年度全国学力・学習状況調査」において、「朝食を毎日食べていますか」という設問に「食べている」と回答した本県の子どもの割合は、小学校88.5%(全国88.7%)、中学校84.3%(全国84.3%)と、全国と同程度の数値となっています。中学生になると朝食を毎日食べない子どもの割合が若干増加する傾向があります。
- ・全ての学校で、食育担当者を校務分掌に位置づけ、「食に関する指導計画」を策定し、学校教育活動全体で、より一層の食育の推進を図る必要があります。

2 教育委員会の取組及び今後の方針

(1) 学校給食の衛生管理

①学校給食衛生管理講習会の開催

- ・学校給食における衛生・安全管理の徹底及び異物混入防止を図るため、対象者別に学校給食衛生管理講習会を開催します。

(対象者：管理職、衛生管理責任者、県立学校給食従事者)

②学校給食施設状況調査

- ・県及び市町教育委員会指導主事、有識者等を施設の状況調査や、衛生管理の徹底・異物混入防止を図るため、学校給食施設(単独・共同調理場)へ派遣します。

③衛生管理にかかるマニュアルの作成及び周知

- ・「学校給食による食中毒」、「学校給食における異物混入にかかる未然防止と発生時の対応」について、三重県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」に掲載し、周知を図ります。

(2) 食物アレルギー対応

文部科学省より、平成26年3月26日に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」の最終報告が出されました。

このことを踏まえ、各学校において学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、引き続き県立学校、市町教育委員会と連携して働きかけてまいります。

【参考資料】

- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引」（平成19年度発行）
- ・「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」（平成21年度発行）
- ・「三重県版学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行

【ネットDE研修のプログラム】

- 「学校におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応について」
- 「食物アレルギーとその対応」

(3) 学校給食における地場産物の活用推進

○「みえ地物一番給食の日」の取組

- ・毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。
- ・年間2回、報告期間（4～7月、9～12月）ごとに各地域の取組（給食献立）をホームページで紹介するとともに、メールにて周知を図ります。

(4) 学校における食育の推進

①みえの地物が一番！朝食メニューコンクール

・目的

地場産物を使用した朝食のメニューを考え、調理することで、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることや、食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深めることなどをねらいとします。

・募集期間

平成26年6月16日（月）～9月3日（水）

・応募対象者

小学校5、6年生、特別支援学校小学部5、6年生

中学校1～3年生、特別支援学校中等部1～3年生

②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした「学校における食育推進連絡講習会」を開催し、県内の先進地の実践発表等をとおして、より一層の食育推進を図ります。

- ・推進地域 伊賀市

【学校における食育推進連絡講習会】

- ・時期：11月頃
- ・内容：実践発表、食育推進にかかる講演

また、市町教育委員会や県立特別支援学校と連携を図り、県教育委員会作成の「食で育む、元気なみえの子」等をもとに、効果的な食に関する指導の取組支援を行うとともに、食に関する指導の充実に取り組みます。

18 社会教育の推進

今年度は、みえの学力向上県民運動と密接に連携した、社会教育関係業務および学校教育と関係を有する業務に取り組むこととし、次の4つの観点から社会教育の推進を図っています。

1 現状

(1) 社会教育の推進

①三重県社会教育委員の会議による社会教育を振興する具体策の検討、第55回全国社会教育研究大会三重大会の開催

- ・平成25年度三重県社会教育委員の会議審議テーマ
「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について」
- ・第55回全国社会教育研究大会三重大会参加者 1,626人(県内参加者 830人)

②社会教育関係者のネットワーク会議の開催

- ・県・市町教育委員会や社会教育関係者による意見交換や情報共有

年 度	H23	H24	H25
ブロック別ネットワーク会議への参加者数(人)	72	132	141

③社会教育関係者及び地域住民の参画による地域の教育力の向上

- ・各市町の社会教育指導者等を対象とした研修会の開催による人材育成

(2) みえの学力向上県民運動の推進

①「学力向上のための読書活動推進事業」実施

モデル事業として、民間事業者委託により図書館司書有資格者を6市町の小中学校10校に派遣し、学校図書館を活用した授業を推進

②「みえの学び場」の実施と「まなびのコーディネーター」の育成(H25年度)

まなびのコーディネーター数(人)	52	学び場数	195
------------------	----	------	-----

(3) 子ども読書活動の推進

①「第二次三重県子ども読書活動推進計画」(H21年度から5年間)に基づいた図書館職員や行政職員、教職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした講演会や研修会等の開催

県教育委員会が主催した読書活動推進研修会等

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
参加者数(人)	503	379	387	391	435
回数(回)	5	6	8	3	4

(4) 青少年教育施設の管理運営

①鈴鹿青少年センターの管理運営(平成25年4月から3回目の指定管理開始)

②熊野少年自然の家の管理運営(平成25年4月から2回目の指定管理開始)

県立青少年教育施設利用者数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
鈴鹿青少年センター(人)	68,422	68,521	74,365	77,163	74,751
熊野少年の自然の家(人)	15,719	24,124	28,976	28,012	27,441

2 課題

- (1) 社会教育委員の会議において、みえの学力向上県民運動の推進を図るため、地域住民の持つ教育力を活用することがさらに必要という意見がありました。今後は、平成 25 年度全国社会教育研究大会三重大会で培われた高等教育機関や地域人材等との連携の成果を生かして、社会教育の推進を図っていく必要があります。
- (2) 小中学校図書館の授業活用の促進と家庭での読書習慣の定着に加えて、高校生の読書機会の拡充など、実態に応じた「読書をとおした学び」を推進する必要があります。また、「みえの学び場」の活動については、広く活動についての情報発信を行いながら推進する必要があります。
- (3) 子ども読書活動推進講演会等へのさらなる参加者の増加による啓発の充実を図るとともに、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の策定に向けて引き続き検討を進める必要があります。
- (4) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家について、指定管理者の施設管理、業務運営状況を把握し、多くの県民に活用される施設とする必要があります。

3 今後の対応

- (1) みえの学力向上県民運動の推進にあたっては、全国社会教育研究大会三重大会において発掘された学生や地域人材等を生かしたり、社会教育関係者の交流の場の拡充を図ったりします。さらに、社会教育関係者の研修会や会議に新たな人材の参加を促し、ネットワークづくりに努めます。
- (2) 小中学校における効果的な学校図書館の活用と、家庭での読書活動の実践を促進するよう、事業の適切な進捗管理と指導助言に努めます。さらに、県立高等学校へのビブリオバトルの普及と大会開催により、高校生の読書活動を推進します。また、「みえの学び場」については、県内小中学校へのさらなる周知を図り、学校現場と連携しながら活動を促進させ、子どもたちの自己肯定感の醸成等により学ぶ意欲を育むよう努めます。
- (3) 子ども読書活動推進のため、県立図書館や市町と連携した啓発事業を実施し読書の意義の全県的な普及を図ります。また、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を県議会教育警察常任委員会において、6月には中間まとめを、10月には最終計画案を報告し、11月策定を目指します。その後、計画に基づいた取組の推進に努めます。
- (4) 県立青少年教育施設において、指定管理者と協力し体験活動プログラムのさらなる充実や、市町教育委員会や民間施設等との連携した事業実施等による利用促進を図ります。

19 文化財の保存・活用

1 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとして、多くの文化財があります。

(H26.4.1現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	185	342	527	
無形文化財	1	2	3	
民俗文化財	9	62	71	
記念物	84	164	248	
登録有形文化財ほか	176	11	187	重要伝統的建造物群等含む
合計	455	581	1,036	この他、遺跡は約14,000ヶ所

(2) 文化財に対する保護等の対応

文化財には、経年劣化や社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、修復等への補助を中心として、文化財指定や文化財パトロール、市町支援等を実施しています。

(3) 補助事業

「活かそう守ろう“みえ”の文化財事業」は、みえの貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

年度	事業数	事業別	県補助額	参加者数
H22	20件	保存事業	113,588千円	3,308人
		活用事業	584千円	
		合計	114,172千円	
H23	19件	保存事業	100,275千円	5,467人
		活用事業	656千円	
		合計	100,931千円	
H24	18件	保存事業	70,383千円	5,631人
		活用事業	849千円	
		合計	71,232千円	
H25	33件	保存事業	100,200千円	6,784人
		活用事業	1,672千円	
		合計	101,872千円	
H26	35件 (予定)	保存事業	100,659千円	-
		活用事業	1,392千円	
		合計	102,051千円	

2 課題

- (1) 文化財には経年劣化や防災、後継者不足や所有者の財政難等多くの課題があり、その保存と継承が年々難しくなっています。そのため、行政による財政的・技術的支援が不可欠となっており、今後、さらに貴重な文化的資産として積極的に活用する事が求められています。
- (2) 鳥羽・志摩の海女習俗が、「鳥羽・志摩の海女における伝統的素潜り漁技術」として平成 26 年 1 月 23 日付けで、県指定無形民俗文化財となりましたが、今後、早急な国の文化財指定、さらには将来的なユネスコ無形文化遺産登録を目指すためには、文化財の保護継承が確実に図られていく必要があります。
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成 26 年 7 月に世界遺産登録 10 周年を迎えます。今後は、世界遺産の価値への理解とその保護意識を次世代へ引き継いでいく取組が重要となってきます。

3 今後の対応

- (1) 文化財を単なる過去の遺産ではなく、社会情勢の変化も勘案しつつ、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、その保存と活用について所有者や市町等を支援していきます。
- (2) 海女習俗に関しては、平成 26 年度から 3 か年、「海女習俗映像記録作成事業」により、海女漁の操業等の現況を映像記録化し、海女保存会と連携して海女漁の文化財的価値について保護継承に努めていきます。
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、登録 10 周年記念事業に位置づけたトークセミナーを実施して、その成果を電子書籍として公開し、若い世代の学習の場で教材として活用します。

20 教職員の資質向上

1 現状と課題

- (1) 今後 10 年間に多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、教職員全体の資質の向上に向けて、知識・技能等の継承、若手・中堅教員の計画的な育成が課題となっています。
- (2) 子どもたちの学力向上に向け、主体的に学び行動する意欲を育み、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業を創造できるよう、一層の授業力の向上を図る必要があります。
- (3) 教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっていると同時に、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあることから、学校の中で人材を育成するしくみを構築する必要があります。

2 研修の概要

(1) 実践的指導力向上

① 基本研修

○初任者研修

- ・教職に対する情熱と使命感及び教育公務員としての自覚を高め、学習指導や生徒指導に関する基礎的・実践的な力を身につけるための研修を実施します。
- ・基礎的素養、教科指導、児童生徒理解、学校経営・学級経営、生徒指導、防災教育等についての研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

○教職 6 年次研修

- ・知識や経験に基づく実践力を高め、授業の改善を重視しながら、優れた授業力を身につけるための研修を実施します。
- ・県単独で実施します。
- ・生徒指導、防災教育、人権教育、学校経営・学級経営等についての研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

○教職経験 11 年次研修

- ・使命感あふれた信頼される教職員をめざすとともに、専門性及び授業力の向上など教員としての力量を高め、学校全体を見通した教育活動を展開するリーダーとしての力を身につけるための研修を実施します。
- ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講します。

- ・生徒指導、人権教育、学校・学級経営、防災教育等についての研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

○その他職種研修

- ・養護教諭研修、栄養教諭研修、幼稚園等教員研修も職種に応じて同様に実施しています。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げています。

(2) 学校マネジメント力向上

① 管理職研修

- ・小・中・県立学校の新任校長、新任教頭を対象として、学校経営の最高責任者若しくは校務全般の実務の中心としての職責を自覚し、特色ある学校づくりを行う能力を身につけるための研修を実施します。
- ・学校経営、スクールコンプライアンス、コーチング、メンタルヘルスマネジメント等の研修を実施します。

② 学校事務職員研修

- ・学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動が各校で展開できるよう、学校マネジメント力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

③ 学校経営品質向上活動（学校マネジメント）研修

- ・管理職をはじめとした全ての教職員を対象に学校経営品質向上活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力の向上を図ります。

(3) 教科等・領域の専門性向上

① 教科等研修

- ・教科等における指導内容や指導方法について、専門的な知識を身につけるとともに、指導技術の向上を目指します。
- ・学校や地域を会場とした地域分散型研修を実施します。

② テーマ研修

- ・本県の学校教育におけるさまざまな教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施し、各領域における専門性の向上を目指します。

③ 教育相談研修

- ・教育相談にかかる研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高めます。
- ・学校等に臨床心理相談専門員を派遣し、相談体制づくりのための支援をします。

④ 情報教育研修

- ・児童生徒が興味関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。
- ・情報教育研修として、情報モラル、プレゼンテーション、タブレットPC（情報端末）の活用、校務の情報化等の研修を実施します。

⑤ 職務・職能研修

- ・職務に関する専門的な知識を身につけるとともに、技能・技術の向上を目指します。

⑥ ブロック別研修

- ・教職員が参加しやすく、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修として、県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座を実施します。

⑦ ネットDE研修

- ・さまざまな教育課題に対応した研修教材をインターネット回線を利用して配信し、教職員が勤務校等で任意の時間に繰り返し研修することで教職員の研修機会を確保し、資質向上を図ります。
- ・個人研修、校内研修、全教職員に周知徹底する大規模な研修などさまざまな研修形態に対応できます。

(4) 教職員の授業力向上推進事業

① みえの教職員授業力向上研修事業

授業研究に必要な専門性とスキルの定着、教職経験の異なる教職員による継続的な授業研究を通じた授業力の向上、授業研究担当者の育成を行います。

○授業実践研修

- ・初任者、教職6年次教員、教職11年次教員を対象として、教職経験年数の異なる教員で班を構成し、授業研究をとおして、継続的な相互研さんによる授業改善を図る研修を実施します。それにより、教員の授業力の向上とともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成を目指します。

○授業研究担当者育成研修

- ・小・中・県立学校の授業研究担当者を対象として、学校での授業研究を企画運営する「授業研究担当者」を育成する研修を実施します。
- ・学校での授業研究に関する実践交流会を実施するとともに、研修主任等を対象に校内研修推進に係る地域別研修を実施する等、研修成果の還元に努めます。

○自主的研究会活動に対する支援

- ・県立学校の授業改善に係る自主的研究を支援し、教職員の授業力の向上を図ります。

○今日的な教育課題に対応する研修

- ・今日的な教育課題である特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育等に関する研修講座を実施し、実践的な指導力の向上を図ります。

② 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させるため、各学校で、中核となって取組を進める人材を養成します。

③ 若手教員実践的指導力向上支援事業【新規】

教育活動の質を向上させ児童生徒の豊かな学びを保障するために、若手教員（初任から教職経験 11 年目までの教員）を継続的に支援し、実践的指導力の向上を図ります。

（５）教育相談事業

① 子どもの心サポート事業

子どもたちが安心して学べるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

② いじめ電話相談事業

子どもたちの心の問題が大きな社会問題となっている状況をふまえて、いじめをはじめとする子どもや保護者の悩みに応え、支援するために平成 26 年度は電話相談時間を 24 時間に延長して実施します。

③ 学校サポート相談事業

複雑化・多様化している教育課題に学校が適切に対応できるよう、管理職に対して学校訪問等による支援を行います。

④ 体罰に関する電話相談窓口

体罰が大きな社会問題となっている状況をふまえて、子どもや保護者の訴えを受けとめ、問題の早期解決を図るため電話相談窓口を設置します。

（６）教職員の能力向上フォローアップ事業

① 指導改善研修

指導力等に課題を有する教員への具体的対応策として、指導力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

② 教員フォローアップ研修

指導力等に不安を抱える教員への具体的対応策として、支援研修を実施

します。

③ 職務遂行能力向上支援研修

職務遂行能力等に課題を有する職員への具体的対応策として、職務遂行能力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

(7) グローバル教育教職員研修推進事業【新規】

① 英語指導力向上集中研修

英語教員の英語力や英語指導力の向上を図る研修を実施します。

② 課題解決力育成研修

児童生徒の課題解決力を育成するための実践的指導力向上を図ります。

③ コミュニケーション力育成研修

児童生徒のソーシャルスキル・コミュニケーション力・チーム力を育成する指導を行うための実践的指導力向上を図ります。

3 研修講座の検証

- (1) 受講者アンケートにより、研修講座の活用度及びニーズを把握します。
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践へのいかし方、学校での還流状況等を把握します。
- (3) 研修終了後に担当者が研修見直し報告書を作成し、次年度の講座構築に反映します。

4 今後の方向

- (1) 「学校現場で教員は育つ」ことから、総合教育センターで実施している教科等研修等について、市町教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や県内各地で研修を実施することにより、より教員が参加しやすい環境づくりを進めます。
- (2) 学校経営品質向上活動（学校マネジメント）研修や若手教員実践的指導力向上研修等、教職員一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や今日的な教育課題に対応する研修の体系を見直し、研修効果を高めます。
- (3) グローバル人材の育成に向け、英語力、課題解決力、コミュニケーション力を育成するための研修を実施します。
- (4) 研修の活用度等の調査結果を踏まえ、研修内容を一層充実するとともに、研修がより効果的なものとなるよう、研修体系の見直しを継続的に実施します。

学び続ける教員の育成

